

山形県地域公共交通計画の変更に係る協議及び報告について

1 概要

- ・ 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金及び車両減価償却費等国庫補助金の補助対象となるためには、申請する事業内容を本協議会で協議し山形県地域公共交通計画に反映させ、国土交通大臣から認定を受ける必要がある。
- ・ すでに認定を受けている令和5年度補助事業の更新や令和6年度補助の認定に向けた山形県地域公共交通計画（以下「県計画」という。）本体及び県計画の別紙として位置付けている「地域公共交通確保維持事業」の内容の更新について協議するもの。（山形県地域公共交通活性化協議会要綱第3条及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第9条）

2 県計画本体の更新

- ①山形県地域公共交通計画 新旧対照表 [資料6-2](#)
 - ・ 「7. 目標達成のための施策・事業」の「施策・事業 3-2-1（地域内交通ネットワークの確保・維持・改善）」に係る戸沢村の事業内容の更新
 - ・ 「計画付則3. 山形県 市町村間幹線バス路線の見直し方針」の「各路線の具体的な必要性と見直し内容」への酒田～山形線に関する記載の追加

3 令和5年度補助に係る更新

- ①県計画別紙「地域公共交通確保維持事業」の追加 [資料6-3](#)
 - ・ 新たに戸沢村の運行系統を補助対象に追加するため、同村に係る地域内フィーダー系統の地域公共交通確保維持事業を追加
- ②計画輸送量が15人未満となる系統の運行維持について [資料6-4](#)
 - ・ 計画輸送量が15人未満となった地域間幹線系統「県立中央病院（表蔵王・四ツ谷）高松葉山」（山交バス(株)）の補助認定申請に関する協議

4 令和6年度補助に向けた更新

- ①県計画別紙「地域公共交通確保維持事業」の更新
 - ・ 令和6年度補助に向けた認定申請の概要 [資料6-5](#)
 - ・ 地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業 [資料6-6～6-8](#)
 - ・ 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業 [資料6-9～6-12](#)

5 令和5年度補助に係る報告事項

- ①地域間幹線系統に係る国庫補助金計画額の修正について（報告） [資料6-13](#)
 - ・ 山交バス(株)が運行する一部の幹線系統におけるR5.4.1付けダイヤ改正内容の修正に伴う国庫補助金計画額の修正